

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 年 月 日

島牧村選挙管理委員会委員長 様

令和7年9月23日執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運 転 手 の 雇 用	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃 料 代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和 年 月 日

島牧村選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 9 月 2 3 日 執行

島牧**村議会議員**選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 年 月 日

島牧村選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 9 月 2 3 日執行

島牧**村議会議員**選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和 年 月 日

島牧村選挙管理委員会委員長 様

令和7年9月23日執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次の選挙運動用自動車燃料代につき、島牧村議会議員及び島牧村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代計（a）＋（b）	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から島牧村選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

島牧村選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 9 月 2 3 日 執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、島牧村議会議員及び島牧村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今 回 の 枚 数（b）	枚	枚
枚 数 計（a）＋（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から島牧村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

島牧村選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 9 月 23 日 執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、島牧村議会議員及び島牧村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今 回 の 枚 数（b）	枚	枚
枚 数 計（a）＋（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から島牧村選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 年 月 日

令和7年9月23日執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が島牧村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、島牧村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、島牧村に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和 年 月 日

令和7年9月23日執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が島牧村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、島牧村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和 年 月 日

令和7年9月23日執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	
	氏名	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が島牧村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、島牧村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、島牧村に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 年 月 日

令和 7 年 9 月 2 3 日 執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が島牧村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、島牧村に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - （１） 町村長 枚数5,000枚、町村議会議員 枚数1,600枚
 - （２） 限度額 8円38銭（単価）×（１）の枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 年 月 日

令和 7 年 9 月 2 3 日執行

島牧村議会議員選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が島牧村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、島牧村に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
 - 限度額 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に33,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）×（1）の枚数＝限度額